

【 第3号 市職員の病気休暇・特別休暇に関する条例改正 】

すべての職員につき、つわり等による特別休暇の取得を認めるとともに、条件付採用期間中や臨時的任用の職員についても負傷・疾病による病気休暇の取得を認めるものです。

【 第3号 市職員の病気休暇・特別休暇に関する条例改正 】

問 複数の条例を改正する際に、本文ですべての条例を改正する際と、本文と附則でそれぞれ改正する際の違いは何か。

答 今回の議案は休暇の改正が主であり、それに連動して給与が減額されるため、後者については附則によっている。

【 第3号 市職員の病気休暇・特別休暇に関する条例改正 】

問 施行された場合に該当する案件はあるか。

答 元年度の新規採用職員のうち、条件付採用期間中に病気休暇を取得した者が1名おり、つわり等については、元年度中に病気休暇として取得した者が6名いた。

問 90日以内の病気休暇と90日を超える病気休暇の件数は。

答 前者は約70名、後者は約10名である。

問 つわり等の場合はなぜ14日なのか。

答 県や県内他市の規定に合わせている。